

平成21年9月29日

於：尼崎市役所・北館4-1会議室

第1回 尼崎市公営企業審議会 会 議 録

1 開催日時 平成21年9月29日（火曜日） 午前10時～

2 開催場所 尼崎市役所・北館4-1会議室

3 出席者

委員 数山美奈子 亀井信吾

瓦田太賀四 公門將彰

楢田素子 是澤育子

佐々木 弘 指尾佳寛

高岡一郎 内藤吉子

細川ゆう子 槇村久子

真鍋修司 和田周治

(欠席委員) 山田 淳

幹事 森山敏夫 森 康郎

山田博史

〔午前10時00分 開会〕

司会 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまより第1回尼崎市公営企業審議会の方を始めさせていただきます。本日は雨の中、また御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。

誠に僭越ではございますけれども、この審議会の会長が選任されますまでの間、進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますけれども、これより先は座らせていただきます。

本日の予定でございますけれども、お手元のファイルをお開きいただけませんか。1枚目に会議次第がございます。本日の進行につきましては、この会議次第に沿いまして進めさせていただきますと思います。

また、会議を進めるにあたりまして予め何点かお断りしておきたい点がございます。初めに、本審議会の会議録を作成いたします都合上、録音機器による記録を行ってまいります。この点、御了承の程、お願いいたします。

次に、この後委嘱状の交付などの場面で写真撮影を予定いたしております。この点につきましても合わせて御了承いただきますようお願いいたします。

なお、本日用意いたしております飲み水でございますけれども、神崎浄水場で作り出した出来立てで新鮮なお水を用意いたしております。よろしければ冷たいうちにお飲みいただければ、と考えております。

それでは、次第2でございますけれども、最初に委嘱状の交付を行いたいと存じます。

白井市長から皆様方に委嘱状をお渡しさせていただきます。お席まで市長がまいりますので、そのままお席の方でお待ちください。それでは市長、よろしくお願いいたします。

〔市長、順次委嘱状を交付する〕

司会 それでは、ここで市長から審議会開催に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。市長、よろしくお願いいたします。

市長 改めまして皆様おはようございます。先ほど委嘱状を交付させていただきましたけれども、大変お忙しい中、皆様方におかれましては、公営企業審議会委員の就任をお願いしましたところ快くお引き受けくださいましたことを改めまして感謝を申し上げます。皆様、本当にありがとうございます。

今日お集まりの皆様は、日頃から尼崎市の市政運営には御尽力いただいている方ばかりでございます。改めまして感謝を申し上げます。日頃から何かとお世話になっております。誠にありがとうございます。

さて今回、皆様に御審議いただく内容でございますけれども、尼崎のこれからの水道、工業用水道がどのようにあればいいのかというビジョンについて御審議いただくこととなっております。皆様方には一からビジョンを策定していただくということではなく、予め水道局の方で「水道ビジョン（素案）」というものを作成しております。その素案につきまして専門的な見地から、またそれぞれ利用者、そして市民の皆様のお立場から御審議い

ただきたいということでお願いをさせていただき予定にしております、尼崎市水道の事業の歴史などについても皆様に知っていただき、様々な見地から御議論いただけたらと思っております。

後ほど詳しく御説明させていただきますけれども、水道事業につきましては90年の歴史があり、工業用水道につきましても50年の歴史があるということで、今までも様々な社会の変化に応じて、またニーズの変化に応じて事業を展開してきたつもりではございますけれども、様々な課題があることも事実でございます。そういう課題につきましても、なるべく分かりやすく明らかにして、将来どうあるべきなのかということを御議論いただきたく、素案の方は作ったつもりではございますけれども、用語ですとか分かりにくいところが多々あるかもしれません。そういったところもどんどん御指摘をいただきまして、出来る限り分かりやすいものになりますように皆様からの御意見を頂戴して、最終版を作成していきたいと思っております。様々な御指摘には出来る限り対応していきたいと思っておりますので、限られた時間ではございますけれども忌憚のない御意見を頂戴したいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

司会 それでは引き続きまして、委員の皆様方には最初の会合ですので、誠に恐れ入りますが自己紹介をお願いいたします。

本日は50音順に御着席いただいておりますが、自己紹介もこの順番でお願いしたいと思います。お名前ですが、お手元のファイルの資料第1号、インデックス1を振っておりますけれども、この8ページに「審議会委員名簿」を付けております。この順番で自己紹介をしていただければと思っております。それでは、恐れ入りますが数山委員からお願いいたします。

〔各委員自己紹介〕

司会 どうもありがとうございました。

なお、名簿にあります山田淳委員につきましては、本日所要のため御欠席となっております。

続きまして、本審議会の会務に従事いたします幹事の自己紹介をさせていただきます。

〔各幹事自己紹介〕

司会 それでは続きまして、お手元にお配りしております資料の確認をしておきたいと思っております。ファイルをもう一度お開きいただけませんか。会議次第の次のページから確認をしてみたいと思っております。

まず資料第1号、「尼崎市公営企業審議会運営関係資料」でございます。内容といたしましては、1枚めくっていただきまして1として「尼崎市公営企業審議会条例」、1枚めくっていただきまして2として「尼崎市公営企業審議会運営要綱」、さらにまた1枚めくっていただきまして3として「尼崎市公営企業審議会における傍聴取扱要領」、それから2

枚めくっていただきまして先ほど見ていただきました「4 尼崎市公営企業審議会委員名簿」、その下に「5 幹事名簿」、その次のページには6として「水道局の職員名簿」となっております。

次の資料でございますけれども、資料第2号、「水道ビジョン」となっております。

資料は以上ですけれども、資料の方の御確認はよろしゅうございますでしょうか。

それでは、それぞれの資料につきまして簡単に御説明をさせていただきます。恐れ入りますが、戻っていただきまして資料1でございますけれども、本審議会は、1の「公営企業審議会条例」を根拠に設置しているものでございまして、条例には審議会の組織、あるいは会長の選任方法等について定めているところでございます。それから2の「公営企業審議会運営要綱」はさらに細部を定めたもので、具体的には委員の委嘱であるとか欠員が生じた場合の取扱い等について定めております。また、次の3の「公営企業審議会における傍聴取扱要領」でございますけれども、審議会は原則公開となっております。そこでの傍聴者の定員でありますとか傍聴の手続きなどについて定めているものでございます。審議会の運営に当たりましては、これらに基づいて行っていただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。

それから、次に資料2の「水道ビジョン」でございますけれども、これは水道事業に関わるすべてが共通して持つべき目標などについて国がまとめたもので、平成16年度に策定され、20年度に改訂されたものでございます。またこのビジョンの後ろに、同じく国の方から示されております「公営企業の経営にあたっての留意事項」というものも付けさせていただいております。それぞれの詳細につきましては、資料を御清覧いただきますようお願いいたします。

資料関係につきましては以上でございます。

それでは、次に「審議会条例」に基づきまして会長の選任に移りたいと思います。先ほど御覧いただきました資料1の2つめの「運営要綱」付則第3項の定めによりまして、会長が互選されるまでの間につきましては、最年長の委員の方が臨時に会長の職務を行うこととされております。

本日、御出席の委員の中では公門委員が最年長ということでございますので、恐れ入りますが公門委員につきましては会長が選任されますまでの間、会長をお願いしたいと思います。公門委員、恐れ入りますが正面の席まで御移動をよろしく申し上げます。

〔臨時会長、臨時会長席に着く〕

臨時会長 委員の皆様方、私が最高齢者だそうでございます。指名を受けましたので、私、僭越ながら会長が選任されるまでの間、議事の進行役を務めさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

では、早速でございますけれども、条例第3条第1項の定めによりまして、「会長は委員の互選により定める」ということになっておりますので、会長の互選を行いたいと思います。選任の方法につきましては、従来からの慣例によりまして推薦をいただいております。今回もその方法で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

臨時会長 推薦でよろしいでしょうか。それでは、御異議も特にないようでございますので、この委員の中からどなたか、会長を推薦いただきたいと思いますが、どなたか御意見はありませんか。

〔発言を求める者あり〕

委員 神戸大学の佐々木先生は、前回平成16年に行われました水道事業に係ります公営企業審議会で会長を務めていただいておりますので、できましたら今回も大変ご苦勞をお掛けしますが、佐々木委員にお願いできたらと思います。

臨時会長 他にございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

臨時会長 はい、他にないようでございますので、ただいま推薦がありました佐々木委員に会長をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

臨時会長 はい、ありがとうございます。御異議がないようでございますので、全会一致で佐々木委員に会長をお願いすることに決定させていただきます。皆様、どうも御協力ありがとうございました。

〔委員、元の席に着く〕

司会 それでは、今後の議事につきましては佐々木会長にお願いいたしたいと思います。佐々木会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

〔会長、会長席に着く〕

会長 よろしくお願ひします。

本市の審議会は、「公営企業審議会」となっております。これは、私の経験では近隣の自治体と比べて非常に特殊と言いますか、他の自治体では多くの場合は「水道事業経営審議会」などのように上下水道とか交通とか企業名を冠しているところがほとんどですが、本市においては色々伝統があつてのことだと思ひますが「公営企業審議会」となっています。その名前の中で、あるときは交通事業についてやり、あるときは水道事業についてやる、それで今回は水道事業についてやるという話であります。先ほど市長さんからお話がありましたように、今回の審議会では「水道ビジョン」といういわゆる10年物、これから10年間

くらいの時間というかタームを射程において、水道事業あるいは本市の場合工業用水道事業も含んでということですが、そういうものの事業のベースとなる今後の方向性について色々考えなさいということで、国がそういうことを定めているわけですが、それに則って本市においても議論したいという話であります。先ほど委員がおっしゃっていましたが、前回、水道事業を対象にやったときには、料金の値上げの問題と、それから「料金表」と言いますか「料金体系」を触ったというか、いわゆる「基本水量の10m³」というのをやめたのですが、若干時代が変わっていますが、その方向性は間違いではなかったと思います。その点では、まだ近隣の大きな都市である神戸市でさえもやっていませんし、東京ですらやっていないことを、本市はかなり早い段階でやったということは誇れるのではないかと考えています。

それと同じように、今回の「水道ビジョン」を作るということも審議会のやるべき仕事と言いますか、非常に合っていると思っております。

引き受けた以上はベストを尽くしたいと思っております。どうぞ、皆様方も御協力をお願いいたします。よろしくお願い致します。

それでは、ファイルの1ページのところの審議会次第によりますと、8番目ですか、「会長職務代理者の指名」というものがあります。これは、「審議会条例」の1ページの第3条の3のところに「会長の指名する委員がその職務を代理する」とございまして、私が指名できるということになっております。これについては、御専門ということもありますし、それから本市において住居をお持ちと言いますかお住まいになられているということもあり、本市と御縁が深いということもあって、瓦田さんをお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

委員 はい。

会長 お引き受けいただけるようで、よろしく申し上げます。できるだけ御迷惑をお掛けしないようにいたします。

では、次の9番目、「諮問を受ける」ということですが、よろしく申し上げます。

司会 それでは、これより白井市長から諮問をさせていただきます。会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

市長 尼崎市公営企業審議会会長、佐々木弘様。

尼崎市長、白井文。

「水道・工業用水道ビジョンあまがさき（素案）」について（諮問）。

本市水道事業では、平成16年11月の貴審議会答申を踏まえ、平成17年度から21年度までの経営健全化計画を策定し、その計画に沿った事業運営を行い、当面の財政状況の改善を図ることができました。しかしながら、給水量は依然として減少が続いており、収入面で不安定な状況にあります。

また、工業用水道事業では、ユーザー企業からの強い要請に応え、平成14年度に北配水場の廃止と基本使用水量の減量などを含む抜本的な事業見直しを行い、収支は改善する

方向にあります。しかしながら、企業の立地や撤退などの水需要の動向に事業経営は大きな影響を受ける状況にあります。

こうした状況のもとで、水道及び工業用水道は、快適な市民生活や産業・都市活動を支えるライフラインであることから、安定給水を確保しなければなりません。高度経済成長期に建設し、老朽化しつつある多くの施設を計画的に更新していくことも求められています。

このため、今後の水道事業及び工業用水道事業を運営する指針として、現状と課題を明らかにし、両事業が目指す将来像とその実現に向けた取組みの方向性を「水道・工業用水道ビジョンあまがさき(素案)」として取りまとめましたので、この素案に対する貴審議会の意見を求めるものであります。

以上。

お世話をお掛けいたします。よろしくお願いいたします。

会長 今、お手元に、市長さんからいただきました「諮問書」をコピーしたものと「ビジョンの素案」をセットにして置かせていただいていると思います。それで、その中身について「次第」に沿って入っていくわけですが、市長さんお忙しいようですから、ここで御退席というふうに聞いております。どうぞ、御遠慮無く。

市長 申しわけございません。では皆様、どうぞよろしくお願いいたします。失礼いたします。

〔市長、退席〕

会長 それでは、あと中身に入る前にやるべきこととしては、傍聴に関する、いわゆる情報公開絡みのことがございまして、先ほどもちょっと事務局から説明をいただきましたが、まず3ページの「審議会運営要綱」のところの第7条ですか、「原則公開」と書いてあります。もちろん場合によっては非公開ということもありうる訳ですが、原則は公開であると書いてあります。それを受けて、その次の5ページに「傍聴取扱要領」というものがございまして、こういう会がありますよということを市民に周知して、「御希望があればどうぞ」というような、色々と手続きがあるわけですが、その辺の詳細がこの5ページの中段以降にいろいろと書いてあります。これは、公営企業審議会全体のルールということですが、これについて、細かいことは省きますけれども、本日は傍聴を希望される方がいらっしゃるかどうか、幹事の方、どなたか。

司会 本日は、傍聴者はございません。

会長 いらっしゃいませんか。そうしたら、このまま進めていきたいと思えます。

それからもう一つ、先ほど「会議録」ということがございましたが、本市においては、署名委員と言いますか、本日これこれこういう中身の会議をしましたという記録をとっているわけですが、この会議録が出来た段階で最後に一回確認というか、メンバーの中から

お二人順番でサインをして、それから公表という形をとるということになっております。その委員ですが、ファイルの中の8ページに審議会の「委員名簿」がございますが、50音順に書いてありまして、この頭からお二人ずつということでやらせていただきたいと思いますが、そういうようなやり方でよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 はい、ありがとうございます。それでは、第1回、本日の会議録が出来た段階で、もちろん発言者の皆様にもきちっと記録されているかそれぞれの発言者各自の発言内容を1回確認していただいたあとで、第1回の会議録全体を通してサインをいただくというお二人は数山さんと亀井さんをお願いしたいと思います。お願いします。

それでは、そういうことでやらせていただきます。

それから、「諮問の背景」や「主旨の説明」というのがありますが、簡潔にお願いいたします。

幹事 はい。それでは、私の方から諮問の主旨等の御説明に入る前に、ここに参加してあります水道局の職員の紹介をさせていただきたいと思いますのでよろしいでしょうか。

会長 はい、結構です。

〔幹事から水道局職員紹介〕

幹事 以上が水道局の課長級以上の職員でございます。今後とも審議会の場でお世話になることがあろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。また、専門的な御質問等がありましたら、各課長に御説明させていただくようなことにもなろうかと思っております。以上でございます。

それでは、会長から進行の方でございました、今回の諮問に至りました背景の説明を私の方から少しさせていただきたいと思っております。座らせていただいてよろしいでしょうか。

まずは、尼崎市の財政状況も含めました、経営環境の変化へ適切な対応をしていく必要性があるということでございます。御存知かとも思いますが、尼崎市の財政というのは非常に厳しい状況にございまして、20年度の決算をみますと、一応一般会計では6千8百万円の黒字という形にはなっておりますが、実際、市債の発行でありますとか、基金の取崩し等の財源対策を行った結果での黒字ですので、実質的には140億円ほどの収支不足になっているという状況でございます。このため、本年の4月から施行されました「財政健全化法」という法律がございますが、この早期健全化団体の転落ラインを割るということも、これも最近の新聞報道で色々言われているところでございますが危惧される状況にありまして、行財政の改革に取り組んでいるところでございます。

私ども水道局でもこの「財政健全化法」というのは適用されておまして、公営企業の健全性のものさしといたしましては、資金不足比率20%でありますとか、市との連結ベースで評価が加えられていこうというような状況にございます。幸いなことに、今のと

ころ私ども水道局では、平成17年度からの合理化への取組みとその時に行いました料金改定の結果資金不足は発生しておりませんが、全国的に水道事業の経営環境というのは今後厳しくなっていくことが予想されておりまして、中長期的な視点に立ちました計画的な経営が求められているということが一つございます。

次に、具体的な水道局の経営課題への対応の必要性ということがございます。平成20年度の決算では、水道事業では企業債の残高が約156億円ございますが、約11億円の純利益を単年度では計上する形になっております。また、工業用水道事業では施設の廃止等がございましたので、4億円ほどの純損失、まあ赤字を出している形にはなっておりますが、先ほど申しましたように17年度から経営健全化計画に取り組んできました結果、両事業とも今は比較的安定した経営状況にあるというふうに判断しているところでございます。

しかしながらその一方で、私どもの水道事業というのは二つの大きな経営課題に直面しております。

1点目は収益面での課題でございます。長期にわたり減少傾向が続きます水需要、それに伴います給水収益、いわゆる料金収入の減少という傾向が続いているという課題がございます。本市の人口と同様に、水需要は昭和48年をピークにそれ以降減少傾向にございまして、平成に入ってからはその減少の傾向が顕著に現れまして、平成20年度の水需要というのは、平成3年度に比べ約7割に落ちているというような状況がございます。3割、まあ水需要が減っているという状況でございます。

2点目が費用面での課題でございます。ビジョンの中で御検討いただく形になりますが、水道というのは施設型産業でございます。ということでありまして、施設の適正管理というのが必須でございます。しかしながら、これらは高度成長期に建設した処理場が多く更新期を迎えつつあります。加えて、先の阪神淡路大震災の問題もございましたが、耐震性を確保していくということも非常に重要な課題になっておりまして、施設への投資需要が増大していくという課題があるわけです。即ち、今後の水道事業、工業用水道事業では、収入は落ちるが施設更新費用は増えていくという、このような収支構造の中で事業運営をしていくことが求められているわけでございます。

このようなことを踏まえますと、料金制による独立採算の事業でございます水道事業、工業用水道事業を、都市生活、都市活動に欠かせないインフラストラクチャー、要するに社会基盤施設として如何に適切に経営していくか、ということが私どもに与えられた使命であると強く認識しているところでございます。また、水道事業と工業用水道事業を持つという尼崎の特徴をどう活かしていくかということも考える必要があるのではないかと、というふうに認識しているところでございます。このため、水道局では利用者の皆様と共有できる事業運営の指針が必要であると考え、今回、「水道・工業用水道ビジョンあまがさき」を策定することとしたわけでございます。

本日、お手元に配付しております「水道ビジョン（素案）」は、先ほど私どもが都市生活、都市活動に欠かせないインフラとして、如何に適切に経営していくかという使命を果たすために、水道、工業用水道事業の将来像を定めるとともに、5つの分野ごとに基本目標と施策の方向性を示すものとして、関係職員の参画を得る中で、現場の現状を把握し、また評価するようなことも行いながら課題を抽出し、その課題解決の方向性について議論した上で整理したものでございます。

なお、この「水道ビジョン」というものにつきましては、本日の添付資料の2にもございましたが国が策定の考え方や視点を一定示しており、本市同様に大きな二つの経営課題は全国共通の課題でもございますので、国の考え方を参考にしながら、各市それぞれの状況に応じた方針と考え方を整理し、計画的な水道事業経営に努めていくところでございます。

本日、第1回目の審議会のスタートとして、この「水道・工業用水道ビジョンあまがさき」について、各委員の皆様から様々な視点からの忌憚のない御意見をいただきまして、内容を精査し、皆様方と共有できるビジョンに仕上げたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

私からの諮問に至りました背景的な説明は以上でございます。

会長 ありがとうございます。今、市長からいただいた諮問の中身に触れてですね、背景なり主旨というものをいただきましたが、これからこの審議会で順番にやっていくことになると思いますが、このお手元の「ビジョン（素案）」、これにはほとんどおっしゃっていただいたキーワードは盛り込まれているのではないかというふうに思います。

それで、これからこの中身を順番にというか一つ一つやっていくわけですが、その前にちょっと教えていただきたいのは、先ほどの市長さんから我々に課せられた課題というか諮問がございましたが、これは審議会としては「いつごろまでに仕上げるのか」、締め切りについて予め知っておきたいと思います。いかがでしょうか。できればという事で構いませんが、少しぐらい遅れてもという事もあるかも分かりませんが、どなたか。

幹事 はい。

会長 お願いします。

幹事 今回、ビジョンの策定におきましては本審議会で御意見をいただくわけですが、より広く意見を利用者の皆様とも共有していく必要があるというふうに考えておきまして、市民公募手続きも取っていきたい、いわゆる「パブリックコメント」といわれるものですね。という事も考えておりますので、誠に勝手ではございますが、出来れば来年の2月位を目処にですね、この審議会の最終答申を頂ければというふうに考えている次第でございます。非常に厳しいスケジュールになるかと思いますが、御協力をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

会長 分かりました。一応、今お話にございましたように、2月末位でコンプリートのものを作りたい、作っておきたいという事ですね。その前に、今お話があった「パブリックコメント」という手続きが必要ということです。これはもう10年位経ちますでしょうか、国の方がそういう事をよくやっておりますが、国民生活とか市民生活に関連の深い事柄を確定する前に、一度、素案のようなものが出来た段階でその内容をオープンにして、国民とか市民の皆さんの御意見を伺うというやり方で、大体1ヶ月位かけるのが普通ですが、パブリックコメントの「期間」というのはね。答申の素案としていただいたものを、パブ

リックコメントに付しますが、それについて御意見いただいたものをその中にさらに盛り込んで、素案をかなり修正出来るか出来ないかということ、ここでお諮りをするわけですね。その期間を入れた上で2月の末頃までにという事をおっしゃったわけでごさいますね。「出来れば」という話で。まあ、出来るだけその方向で努力をしたいと思います。そのような心積もりで各委員さん、どうぞよろしく願いいたします。

それから、お手元の「素案」でございますが、先ほど冒頭の市長のお話にございましたように、これは本市の水道局が基本的に内部で作りましたと、こう言っておりますね。これを外部の者が入ったこの審議会、こういうような所にかけて、より広くというか外部の目で色々意見をいただきたいと、こうおっしゃったわけです。

これは、審議会との関係もあってのご発言ですが、国の、先ほどのファイルの中に取り込まれている「2」とインデックスがあります。これが国の「水道ビジョン」、平成16年に出来たものですが、これに基づいて各自治体、水道事業等を営んでいる自治体は、それぞれの自治体の固有のビジョンを作るわけですが、それはこれがお手本なので、この「2」と書いてあるのがね。だから、ほとんどの自治体が出している、すでにかなり公表されておりますが、ここにある「2」というこのファイルの中にある目次をご覧になったら分かるのですが、ビジョンというのは大体、大きく5本柱になっています。例えば、「安全な水」という、いわゆる「水質」に関わる事ですとか、それから「安定供給」という「量」、「水の量」に関わる事ですとか、それから安定した供給が出来るような「経営」、まあ「持続」と言っておりますが、こういう経営体制がきちんとなっているかどうかとか。あるいはもうちょっと広く、「環境保全等」と「社会的責任等」とそういうものが盛り込まれているかどうかとか。それからもっと広くは、「国際」というか、「世界の中で」という、こういう大体5本柱から、我が国の自治体のすでに公表されているほとんどのビジョンというのはこういうふうな構成になっている。それと同じように、基本的にはこの「素案」も、目次をご覧になったら分かりますように、大体大きく言うと5本柱からなっているわけですね。

それで、これを、こういうものを作って公表しなさいと。その時に、この国のビジョンのお手本と申しますか、これの中にも書いてありますが、出来るだけ社会の構成員の、より広い立場からの意見を貰いながら作りなさいと、こう書いているわけですね、国が。だから、本市の場合はこの「素案」は内部で作ったけれども、それをそのまま公表するのではなくて、この審議会という、こういういろんな社会の構成員から成っている所で一度これをたたいてもらって、意見を言ってもらって、それを公表することにしたいという話になるわけですね。そのために、我々は今回これについて色々意見を求められているわけです。

そういう所が一般的ですが、都市によってはそうではなくて、もう初めからこういう「素案」みたいなものを作らないで、こういうかなりのメンバーの「審議会」とか、神戸の場合は「検討委員会」と言っておりましたが、そこでこういう物を初めから作るという所もあります。それでも良いわけですね。ただ、それはそれでいいんだけど、それはものすごい回数をやらないといけない。こういう物を作ろうと思ったらかなり時間がかかる、回数を重ねないとなかなか出来ないという、まあそれぞれのやり方には、それぞれ良い点も悪い点もあろうかと思えます。

それからもう一つ、自治体によっては内部でこれを作らないで、「素案」を作るのにコンサルに出す、そういう会社にお任せするというか、もちろん事務局とコンサルだと思いますが、一体となって「素案」を作って、それを審議会とかに晒すという所もあります。それぞれ自治体によってやり方が違う。まあ、本市の場合は内部で、事務局がというかそういう所が作って、それを審議会という所に出すというふうに我々は理解してよろしいのではないかと思います。

それから、「締め切り」が決まっているわけですが、我々としてこれを如何にして、これから運営していくかという話があるわけですが、基本的には先ほど申した大体5本柱があるわけですから、「水質」に関する事、「安定供給」や「水量」に関する事、それから「経営」、「事業体のより健全な経営」という話、それから「環境等、社会的責任」に関わる事、それから「国際」等というような5本柱がありますから、それをですね、基本的には素案の方の、めくって一枚開いて頂いて目次みたいなものがありますが、その第3章の所ですね、1と四角で囲ってありますよね、「安心」という、それから「安定」というのがあって、それから右の、半分に分けた右の方に41ページの所から3の「経営」という四角がありますね。その下に4として「環境と国際」を一緒にして4と捉える。ここでは、先ほどの5本柱を環境と国際を一つにして4本柱にするような形で作られてはおりますが。これがまあ、第3章は「現状の課題」となっておりますが、基本的にはこれを、時間の都合がありますけど一個一個潰していくというふうなやり方でいいのではないかと思います。

あの、右の方のページをご覧くださいますとお分かりいただけるように、黄緑色というかこの所が第4章ですが、第3章は「現状と課題」、それに対して第4章は「今後の、10年を射程に置いた方向性」が書いてある。それで方向性についても、横長の四角に囲った所で、「安全で良質な」とあり、先ほどの左の3章でいう、これは「安心」という所に関係があると思いますが、「水質」に関わる事ね、これが1の所に書かれてある。で、4章の2の所で「災害に強い給水システムの構築」というどちらかという「安定」、「給水の量」に関することが書かれている。それから右の方に、78ページの方に大きな3の四角があって、いわゆる「経営」ね、「運営基盤の強化」というのが書かれていて、そのちょっと下に82ページ辺りからの大きな4、「環境・国際」というものが書いてある。それから最後に、結びに当たるのではないかと思います、5の「変革を目指した長期的な取り組み」というのが85ページ以降に書いてある。こういう仕組みにこの全体に「素案」はなっていると思いますが、これをですね、まあ一つの考え方はこの通り1章、2章は別にして、核心は3章、4章ですから、3章は3章で「現状と課題」をさらっと見てですね、それからまた、その後で4章の方に移って、もう1回「水質」等々から始まって今度は「将来の方向性」について見ていくというふうな書きぶりを「素案」はしておりますが、我々としてはそういうふうに分けないで、例えば「安心」という所で見ると第3章の1の「安心」、これはまあ「現状と課題」ですよ。「水質」はどうなっているのか、どういう課題があるのかという事をまず3の1の所で説明をしていただいて、その後すぐにそれに続けて右の方の第4章の1ですね。「水質」について何か課題があるとするね、現状に。それをこれから10年間の間にどういうふうにしようとしているのか、あるいは改善しようとしているのかという事を続けてね、「現状と課題」と「対策」ですね、それを一気にと言

うか1回でやっていった方が分かり易いんじゃないかなと私は思うのですが。この辺の審議会の運び方について、まあ今日は第1回でございますからお諮りしておきたいのですが、私が申し上げたようなやり方で進めていってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

会長 では、事務局と相談しながらこのようなやり方で進めていきたいと思います。その前に、1章、2章が残っておりますが、いわゆるもっと総論的なのかですね、おそらく本市の水道事業あるいは工業用水道事業の「歴史」というか「沿革」などから始まって、第2章には「概要」とありますが、この辺について、あと残された時間で説明していただきたい。何か。どうぞ。

幹事 今の会長の御発言に対しまして、まず「素案」の第1章に係わる部分、第2章の「概要」につきまして御説明するという形で進めさせていただきたいと思います。

会長 よろしくをお願いします。若干後で、出来たら30分くらい質問、質疑の時間を残していただきたいと思いますが、いいですかそれで。説明の時間を。お願いします。

幹事 分かりました。

水道局 それではですね、「水道・工業用水道ビジョンあまがさき（素案）」2ページをお開きいただきたいと思います。「第1章 ビジョン策定の趣旨」について、私の方から御説明させていただきます。

この中身につきましては、冒頭の市長挨拶と補足説明で大体説明しておりますので、ごく簡単に私の方から説明させていただきます。水道事業は冒頭の市長からの挨拶にございましたように、大正7年に給水を開始いたしまして90年余りが経過をしております。で、工業用水道事業につきましては、昭和32年に給水を開始し50年余りが経過していると。いずれも長い歴史を有している事業でございます。

この2つの事業を運営していく上にあたりまして、根幹的な部分になります水需要の状況ということで、真ん中辺りにグラフを書いておりますけれども、これは一年間で使用された水の量を昭和34年から平成20年まで、グラフ化したものでございます。青が水道事業、緑が工業用水道事業という事で、まず水道事業を見ていただきますと、昭和30年代から40年代にかけて急激に水需要が増加いたしまして、その水需要の増加に合わせて施設の整備でありますとか、水源の確保を行ってきております。で、昭和48年のオイルショックを契機といたしまして、水需要は横ばい傾向に変わりました、平成7年の震災後につきましては一貫して減少を続けている状況となっております。

次に、緑色の工業用水道事業を見ていただきますと、こちらの方はもっと端的に現れておりまして、同じように30年代から40年代にかけて急激に増加をいたしまして、同様に施設整備を行ってきたわけですがけれども48年のオイルショック以降は急激な落ちが続いております。ただ、ずっと右肩下がりで下がってきてたんですけれども、平成16年ですね、

平成15年の所にメモリを打っていますけれども、この辺りから新しく市内に工場が立地をするというようなこと、あるいは既存の企業の中に事業の拡張をするというような所もございまして、工業用水道につきましては、近年では若干ながらですけれども増加傾向に変わってきているという、水需要といたしましては以上のような状況になっております。

こうした事を踏まえまして、水道事業と工業用水道事業の課題という事で5つ挙げております。1点目が料金収入に直結する今後の水需要の動向予測という事で、今後水需要はどうなっていくのかと。まあ、水道事業につきましては、今の傾向を見ますと減少傾向が続くのではないかと。工業用水道事業につきましては、そういう企業立地という事に市としても積極的に取り組んでいることでもありますので、今後の動向がですね、増えていくのかどうか、その辺りに留意しながら事業運営をしていく必要がある、というのが1点です。

2点目ですが、整備計画を定めている配水管や取水場・浄水場の施設更新という事で、これまで配水管を中心に施設の更新というものを実施しておりますけれども、ただ今ご説明いたしましたように、30年代から40年代にかけて建設いたしました取水場・浄水場施設の更新時期というのがまもなくやってまいります。従いまして、今後ですねこういう施設の更新をですね、従来の管路に加えて考えていかないといけないという時期に差し掛かってきているというのが2点目でございます。

3点目としましては、大規模地震の発生を踏まえた施設の耐震化でありますとか、危機管理体制、これはまあ発生した後の対応ですね、こういうものの強化という事にも取り組んでいかないといけないという事がございます。

4点目ですけれども、水道水の安全性のより確かな確保ということで、尼崎市の水道水は高度浄水処理、オゾン活性炭処理を実施しておりますので、今現在安心して飲んでいただける水質の確保というのは出来ておりますけれども、原水水質の状況によりましてですね、今後とも今の水処理でずっと継続していけるのかという事もございますので、そういう事への取り組みという事も引き続き考えていかないといけないという事がございます。

5点目としまして、これまで積極的に進めてきた業務の民間委託や顧客サービスの強化、再構築という事で、これまで業務の委託化などをかなり進めてきたつもりではおります。それに伴いまして、職員といいますか、私ども水道局の職員が行う仕事と民間企業に任せる仕事の役割分担というのを、今一度立ち止まって再評価をし直す時機に来ているのではないかと。

この5点をですね、大きな課題として当局の方では考えております。こういった課題に対応していこうと考えますと、やはり計画的に事業を行っていく必要があるという事で、そういう事が非常に重要になってまいります。こうした事を踏まえまして、国が掲げております「水道ビジョン」、これは会長からも御説明がありましたように、国の方が、水道関係者が共通の目標を持って、お互いに役割分担をしてさらにですね、よりよい水道にしていくための道しるべと申しますか、考え方をまとめたものでございますけれども、この「水道ビジョン」に掲げられております政策目標の安心・安定・持続・環境・国際、こういう視点に立って、水道事業と工業用水道事業の現状分析した上で課題を抽出いたしまして、今後目指すべき将来像でありますとか、その実現に向けた方向性をビジョンとし

てまとめて、今後の事業運営の指針にしていこうというふうに考えております。

続きまして右の方のページでございますが、ビジョンの位置づけと計画期間という事で、4項目を掲げております。近年における事業運営の状況という事で、水道事業では安全で良質な水を供給するために高度浄水処理を導入するというような取り組みを行ってまいりました。その後につきましては、水需要の減少等に伴いまして悪化した財政を立て直すという事が最大の課題でありましたので、業務の民間委託を推進することによって職員数の大幅な削減を行うといった事や、電気やガス事業者に準じたお客さまサービスを実施すると、このような取り組みを行いつつ、平成6年以降4回の料金改定を実施するというように、当面の財政の健全化に重点を置いた事業運営を行わないといけないという、そういう状況にございました。

工業用水道事業につきましては、ユーザー企業数の減少でありますとか、基本使用水量を減らしてほしいというふうに企業さんから要請を受けまして、元々配水場は3ヶ所あったんですけれども、そのうち2ヶ所は廃止するというように、水需要の減少に対応するための施策ということに重点を置いた事業運営を行ってまいりました。

この結果、いずれの事業におきましても財政状況としましては、今後の水需要の動向などの不安定要因はありますものの、今現在といたしましては比較的安定をしているという状況にあります。

従いまして、ようやくこういう「水道ビジョン」というような長期的な視点に立った今後目指すべき方向性について検討が出来るという条件整理ですか、環境が整ってきたというふうに考えております。

2点目のこれまでの尼崎市の「地域水道ビジョン」という事で、尼崎の水道局では平成16年に公営企業審議会に答申をいただきまして、その答申に基づいて、当面の財政健全化と将来に向けた抜本的な構造改革の方向性を示した「尼崎市水道事業経営健全化計画」というものを17年に作成しています。この計画は、国の「水道ビジョン」が策定される前に作ったものなのでございますけれども、内容が概ね「地域水道ビジョン」の要件を兼ね備えているという事で、尼崎市の「水道ビジョン」という事でこの計画を位置づけてきております。

ただ、この計画につきましては、当面の財政健全化というものに重点を置いた計画であったという事でもありますので、この計画期間が終了いたします21年度に新たな事業経営の基本指針となるビジョンを策定する事にしたものでございます。

3点目に、新たに策定するビジョンの位置づけでございますけれども、これはもう、これまで何度も御説明いたしておりますように、今後における事業経営の基本指針として、水道事業、工業用水道事業の将来像とその実現に向けた取り組みの方向性を示そうというものです。新たなビジョンにつきましては、平成16年の審議会答申で示された経営健全化計画の考え方を踏襲した中で、国の水道ビジョンの視点に沿って策定していくという事で考えております。

加えまして、今年の7月に国の方から「公営企業の経営にあたっての留意事項」という事で、こちらはどちらかといいますと経営の健全化という事に重点を置いた取組み、計画的な事業運営を行いなさいという、国の新たな通知が来ております。従いまして、こういったものにも留意し、これにも沿ったような形での計画作りを行っております。

最後に、計画期間の目標年度でございますけれども、本ビジョンの計画期間を平成22

年度から10年間という事で、平成31年度までの計画としております。

以上が策定の趣旨でございます、次のページにですね、計画体系概要図というのを掲げております。これを見ていただきますと分かると思いますが、上の方から、平成16年の公営企業審議会の答申を受けまして経営健全化計画を定めております。これは17年度から21年度、5年間の計画となっております、まあ本年度で終了いたします事から、21年度以降のビジョンを作ろうという事で考えております。作るにあたりましては、国の水道ビジョン、これは厚生労働省が作っております「水道ビジョン」の視点に沿った形の検討を行う、それと総務省が作っております「公営企業の経営にあたっての留意事項」、これが求めております内容を加味した中身にしようと考えております。で、これを策定するにあたりまして、公営企業審議会で御議論いただきまして御意見を頂戴していく中で、ビジョンとして成案といえますか、最終案としていこうと考えております。

この計画につきましては、尼崎市内部で申しますと、尼崎市の基本構想、基本計画というものの中の部門別の計画と言いますか、水道局としての計画というものです。全体の計画といたしましてはこういうふうになっております。

以上、簡単ですけどもビジョン策定の趣旨の説明でございます。

続きまして、第2章の水道事業、工業用水道事業の概要につきまして御説明いたします。

水道局 それでは、私の方からは、素案、第2章の水道事業・工業用水道事業の概要について御説明いたします。

まず初めに、広報用に作成しております短いビデオがございますので、そちらを御覧頂きたいと思っております。

〔広報用ビデオの上映〕

水道局 先ほど30分位時間を残してほしいという事だったのですが、あと10分位よろしいですか。

会長 どうぞ。

水道局 スクリーンを用いまして概要の方を御説明させていただきます。

こちらの図がですね、先ほどのおさらいになりますけれども水道事業の場合の水処理の工程を示しております。まずは水源、そこから取水をしまして浄水場まで送ります。この間を導水と申します。浄水場に入りましてから着水井へ、それから沈澱池で大まかな固形物質を沈澱処理します。そこから高度処理と申しましてオゾン処理、それから活性炭処理を行います。その水を、さらにろ過池と申しますところで砂等を使いまして、さらに細かな物質を除去するという形で水処理を行いまして、その水を配水池の方へ送ります。で、配水池から配水ポンプで市内へ配水していくという形になっております。

これに対しまして、工業用水道の方ですが、こちらは若干違っている点がありまして、取水それから浄水場に入りまして、着水井、沈澱処理、ここまでは同じなのですが、工業用水の場合は水道ほど水質が高いものが求められておりませんので、沈澱処理で基準

の水質を確保出来るということで、ここから直接配水池の方に送られます。で、配水池から配水ポンプで市内に圧送されるという形になっております。あと、その給水先なんですけれども、水道の場合は現在、約23万戸に対して給水しております。工業用水道につきましては現在60社ほどの給水先になっております。

続きまして、水道事業の概要という事で、先ほども若干説明がありましたけれども、水需要の推移という事で、こちらが水道事業の創設期からの水需要です。この棒グラフの方が日平均配水量、これは年間の配水量を365日で割った配水量であります。それから、この青い折れ線グラフなんですけれども、こちらの折れ線グラフ、これが日最大配水量、これは年間配水量の中で最も多く配水した日の配水量を表しております。で、この赤い折れ線グラフなんですけれども、こちらが施設能力の方を表しております。一番上の緑の折れ線グラフ、これが給水人口を表しておりますけれども、創設期から見ますと給水人口の伸びに従いまして水需要も伸びているという状況になっております。その中に、1期とか2期とか書いてあります。こちらが拡張事業を計画した年次を上を示しております。水道の創設は大正5年に計画されまして、給水を開始いたしましたのが大正7年という形になっております。で、給水人口の伸びに従いまして施設能力も増強してまいりました。特に昭和30年代から40年代にかけて、高度経済成長期に水需要が非常に急激に伸びておりまして、それに対応するように7期までの拡張事業を計画し、給水能力の方もその時期までにほぼ現在の97%にあたります日量34万 m^3 の能力を確保しているといった状況でございます。日最大配水量のこれまでの最大が昭和48年の30万5千 m^3 という形になっております。給水人口の方も、ほぼ同じ時期の昭和45年に55万人という形で一番多い時期になっております。その後、オイルショック等もございまして、人口の方が減少していったという事もございますけれども、水需要の方が日平均配水量を見て頂くとお分かりだと思いますけれども、ほぼ一定の時期がございました。その後、ちょうど震災の頃ですけれども平成7年位から日平均配水量の方も減少傾向になっておりまして、先ほどもご説明ありましたが現在、震災前と比べますと25%程度、日平均配水量の方が減少しているといった状況でございます。

続きまして、これまでの拡張事業の経過について御説明いたします。これが大正2年の給水開始当時の図になるんですけれども、この当時は現在の淀川ではなく、神崎川と藻川の合流するこの辺りから取水しておりました。最初の施設が神崎浄水場という事になっておりまして、その当時の給水区域としましては現在の市の南部の方になるんですけれども、この辺りが当時の市域であったという形になっております。で、この右上に円グラフが書いてあるんですけれども、これが現在の施設能力、日量で約35万 m^3 ほど有しておるんですけれども、その35万 m^3 に占めますこの当時の施設能力の割合を示しております。この当方で約2%程度の能力であったという事です。で、その後、この神崎川と藻川の水質が周りの工場地化によりまして悪化してきたという事で、第1期拡張事業としまして淀川から取水をするという事を行っております。その時に建設しました取水場の方が、現在もあります柴島取水場という事になっております。この当時の施設能力で約4%になっております。

続きまして、第2期、第3期の拡張事業、これが昭和11年から38年ごろにかけてなんですけれども、この時期でさらに水需要が増加しましたので、その水需要の増加に対応するために阪神上水道市町村組合からの受水を行っております。これは現在の阪神水道企業

団という事になっておりまして、当時は阪神間の各市で水需要が増加していた時期で、阪神地区ではその大きな川がありませんので、より安定した水源を求めるという事で、阪神間の各市が共同で組合を設けまして、淀川から取水する事によって阪神地区の安定した水道の供給を行っております。その阪神水道企業団の施設としまして最初に設けましたのがこの尼崎浄水場、これは市内の中心の所になるんですけれども、南塚口町という所にございまして、ここに最初の浄水場を設けております。その時の取水施設、これが淀川取水場という事になっております。さらに拡張工事によりまして、猪名川浄水場、これも市内の田能にあるんですけれども、こちらに新たに浄水場を建設しております。この時の取水施設として、大道取水場と申します、こちらの取水場を建設しております。阪神水道からの受水によりまして施設能力、この時期としては約20万 m^3 ほど確保しておりまして、現在の施設の大体半分くらいはこの時期に確保しております。

続きまして、第4期拡張事業、これが昭和38年から43年という事なんですけれども、さらに市内の水需要が伸びてきたという事で、さらなる水源の確保にあたったんですけれども、ちょうどこの時期に工業用水道の方の水需要も伸びてきたという事で、隣の伊丹市、それから西宮市との共同施設という事で、その3市の共同施設として園田配水場を建設しております。園田配水場の水源としましては、一津屋取水場という所なんですけれども、こちらの方は先ほどの3市に加えまして、さらに大阪府、それから大阪市、神戸市を加えました1府5市の共同施設という事で建設をしております。この水源につきましては神崎浄水場の方へ導水いたしまして、神崎浄水場の中にさらに浄水施設を増設する事により、神崎浄水場としましては現在とほぼ同じ8万6千 m^3 の能力を確保しております。全体の施設能力としましては、日量で約25万 m^3 という事で、大体现在の7割程度をこの時期に確保しております。さらに水需要の増加に対応するため、第5期から第7期までの拡張事業を計画いたしまして、時期としましては昭和42年から平成12年という形になるんですけれども、さらに受水、阪神水道企業団からの受水を行いまして、ほぼ現在の施設能力に達しているという形になっております。この中で第7期拡張事業としまして、先ほどのビデオにもありましたけれども神崎浄水場に高度浄水処理を平成10年に導入しております。この神崎浄水場の高度浄水処理によりまして、また阪神水道企業団の方も高度浄水処理を導入いたしまして、平成12年に市内全域で高度浄水処理水を給水するという事になっております。

これが、現在の水道施設の図になるんですけれども、現在は先ほどの第7期拡張事業までに加えまして、さらに兵庫県営水道からの受水を日量で1,400 m^3 ほど加えまして、現在の日量35万1千486 m^3 という能力に至っているといった状況でございます。で、この兵庫県営水道の受水につきましては、ここにちょっと示しているのなんですけれども、野間ポンプ室と書いてあります、この施設を使っております。これは緑色で示しておりますので、この阪神水道企業団の施設という事になっておりますけれども、これが、この尼崎浄水場のですね、こちらが震災でかなり痛んだという事で改築を行っております。その改築を行う際に、その分の水量が不足するという事で阪神水道企業団の方が野間ポンプ室を建設し、尼崎浄水場が出来た後は一応撤去するという事になっていたのなんですけれども、本市としましては兵庫県営水道からの受水を始めるにあたりまして、当初は独自の配水池を設ける予定でしたけれども、この野間ポンプ室を有効活用する事によって、兵庫県営水道からの受水、それから猪名川浄水場からの水もこちらに受けまして、市内の北西部に対する配水を

この野間ポンプ室から行っております。以上が水道事業の大まかな概要でございました。

続きまして、工業用水道事業の概要の方なんですけれども、これが工業用水道事業の水需要の推移になっておりますけれども、こちら上から申しますと、ちょっと見にくいのですが、柿色が給水の工場数を示しております。次の水色、青ですね、これが施設能力、それからこの赤いライン、これが契約水量となっております。それからこの緑色が一日最大配水量、それから1番下の紫なんですけれども一日平均配水量の推移を示しております。で、この工業用水道は昭和32年に給水を開始しております、戦後の工業の発達時期に地下水を過剰にくみ上げた結果、市内が年間で大体10cmから20cmほど沈下をしております。その時期に、地盤沈下対策という事で工業用水道事業を始めております。

工業用水道事業も水道と同じく、昭和30年代から40年代にかけて高度経済成長期に水需要が非常に伸びております。給水工場数の最大の時が昭和45年で103社という形になっておりますけれども、ここからオイルショック等の影響がありまして全体的に減少傾向になっているといった状況であります。拡張事業としましては、1期から3期まで3回に分けて拡張しているんですけれども、給水量、水需要の減少に伴いまして、工業水道の方は平成4年、それから平成14年の2回にわたって縮小を行っております。近年なんですけれども、南部の臨海部に用水型の新しい工場が建ちましたので、その対応として若干の増強を行ったといった形となっております。

これが、昭和32年の給水を開始した当時の絵になるんですけれども、この当時、武庫川からの受水をしておりました。武庫川に2ヶ所水源を設けまして、南配水場という所で配水を行っておりました。これは現在元浜緑地という所になっているんですけれども、現在は廃止されております。この当時市内の南部地域に向けて、地盤沈下の一番大きかった南部地域に向けて給水を行っております。これが、第2期拡張事業としまして、今度は淀川水系の神崎川に江口取水場という所を設けまして、そこから導水しまして北配水場という所へ持って行きます、北配水場の建設を行い、そこから配水する事によりまして、この時期日量で37万 m^3 の能力を確保しております。さらに、第3期拡張事業としまして、この時には市内全域を給水するという事が出来たんですけれども、この時には、先ほど水道の方でも御説明いたしました、園田配水場を伊丹市、それから西宮市と共同の施設として建設しましてここからの配水を行ったという事で、この時が施設能力として最大の日量47万 m^3 を確保しております。

その後の縮小についてなんですけれども、これが1回目の縮小で平成4年になっております。この時に、先ほどの南配水場、これを廃止いたしまして、武庫川の水源のうち南にありました第2水源の方も同じく廃止しております。この時に、武庫川の六樋という所にあります第1水源、こちらの水を北配水場まで送るという形で導水管を建設しております。2回目の縮小が平成14年なんですけれども、この時には先ほどここにありました北配水場、こちらの施設も廃止を行っております。この時に北配水場を廃止したんですけれども、若干それでも能力に不足が出た分をですね、ここの神崎浄水場、これは水道の施設ではありますけれども、この神崎浄水場の沈殿池に若干余裕がありましたので、その水道の沈殿池の余裕能力を使う事によりまして、ここで工業用水道の処理を行っております。で、神崎浄水場から工業用水道も配水していると、もちろん配水管は工業用水道の配水管を使っているということになります。さらにですね、今度は南部臨海部の水需要が増加したと

いう事に対応するという事で、平成19年には先ほどの神崎浄水場、それから園田配水場、この2ヶ所の浄水機能をフル活用ですね、これ若干余裕力というのを両方ともまだ持っておりましたので、その余裕をさらにフル活用する事によりまして日量17万 m^3 を確保しました。で、現在この日量17万 m^3 の能力を有しているといった状況でございます。

以上で、簡単ではございますけれども概要の方を終わらせていただきます。

会長 はい、ありがとうございます。「簡単」と申されましたが、かなり詳しく思ったと思いますが、今のパワーポイントの説明のところは、「素案」第2章にあるものとほとんど同じですから、もしより詳しくお知りになりたい方は、帰って復習していただきたいと思いますが。

あと若干しか時間はないのですが、12時には終わろうと思いますので。何か今までの会議の仕方に始まって、この「素案」の第1章、第2章までのところは一応御説明を終えたと思いますので、これについて何か、御質問や御意見、あるいは今後の要望等々、何でも構いません。どうか御遠慮なくお願いいたします。

いかがですか。はい、どうぞ。

委員 平成16年の公営企業審議会の答申を読ませていただいたのですが、その時に書かれてましたのは、計画水量がやはり大きすぎると、実際の配水量に対して過大であるので、阪神水道企業団からの受水量を減らす方向でやっていくべきであるというような答申を出されていたと思うのですが、この資料を見る限りでは全く減っていないのではないかと思います。これは、これから減らせる見通しはあるのですか。

会長 ありがとう。はい、どうぞ。

水道局 今現在、施設規模につきましては35万 m^3 ということで、平成16年の審議会で審議をいただいたときと同じ状況です。審議会の答申を受けまして、その後に阪神水道企業団と他の構成市と協議をいたしまして、その構成市の中で水量を増やしたいというところ、自己施設を廃止する代わりに阪神水道企業団からの受水量を増やしたいという団体がありまして、他の団体からそちらの方へ水量を配分換えすることによって賄おうということで、尼崎市で申しますと2万2千 m^3 ぐらいですけれども、平成22、23年度の2ヶ年に分けて減らすことはできることになっております。ですから、量で申しましたら2万2千 m^3 余りになりますので、それができましたら、施設規模としましては33万 m^3 、まあそれでもそれぐらいの規模が残るわけでございます。

会長 というお答えですが、何か。

委員 はい。そうすると、まだ今からの高位推計値と低位推計値を出していますけれども、高位推計値だと人口が今の段階からほとんど減らないという計算ですから、これはちょっとありえないのではないかと思います。そうすると低位推計に近い数値が出るとすると、日平均配水量は13万 m^3 と。そうすると、さらに計画とはどどんかかけ離れていく状況

の中で、その2万m³以上にまだこれから減らしていける可能性はあるのですか。

水道局 施設規模で申しましたら、阪神水道企業団と自前の施設と県水と3つの水系がありまして、阪神水道につきましては他にどこか水が欲しいという団体があれば、そちらの方に水を配分することによって減らしていくことは可能になると思いますけれども、今のところまだ、どこか具体的に欲しいという団体があるわけではありません。ですから、これについては引き続き、そういう阪神水道企業団からの水を受水したいという団体が出てくれば、そちらの方に持っていくということを当然やっていくんですけども、具体的に今の段階でいくぐらい減らせるという見込みがあるわけではありません。ただ、とは言え、引き続き阪神水道企業団についてはそういうことを行っていきたいと考えています。

委員 では、阪神水道企業団そのものが縮小していける可能性はあるのですか。

水道局 阪神水道企業団自身は、水源もそうですし、施設規模につきましても一応すべて出来上がっております。ですから、今後施設の更新が同じような形で出てまいりますので、その際に、例えば構成4市がすべて意見が一致する中で能力を減らそうということになれば減らすことができるかもしれません。

ただ、阪神水道企業団自身もともと計画しておりました水量の全量を完成させるということではなく、その水量の配分換えをしましたときに一部見直しをして、16万m³くらい計画を縮小しています。ですから、その縮小した部分の施設はすべて出来上がっておりますので、今後施設の更新に合わせて構成4市と話をする中で、全員がそこまで要らないだろうということになったら可能になるかもしれませんけれども、これも今後構成市との話次第という状況です。

会長 よろしいですか。他に何か。

委員 今、ちょうどお話が出ました阪神水道企業団について、この審議会の中でどんなふうにそれについては考えていけばよいでしょうか。非常に規模が大きいですから、今回の審議会のビジョンの項目としては「安心」とか「安定」とか5つありますけれども、ある意味では、阪神水道企業団側は当然「安心」とか「安定」とかそういったことは取り組んでおられるとは思いますが、尼崎にとっていろいろ、料金的なことなどについては阪神水道企業団抜きでは考えられませんから、経営的なこととかですね、そういった面では尼崎の水道だけで考えられない、阪水の様々なことも関与してきますからそれをどのように考えていったらよいのか、それを最初にお聞きしておきたいと思います。

水道局 阪神水道企業団に関しましては、確かに「安心」とか「安定」とかで申しますと、阪神水道企業団からの受水と自己施設からの供給という2本立てになっていますので、それぞれの施設の状況を見る中で、どういう取組み、「安心」への取組み、「安定」への取組みをやっていくのかという、それは阪神水道企業団の施設、尼崎市が独自に持っている施設の状況を見ながら、どういう選択肢というか、どういうやり方が一番いいのかを考える

とか、そういうことでの阪神水道企業団との係わりは考えています。

ただ、経営ということで、その受水量ということになりますと、尼崎市としましてはやはり水道事業としては施設能力に余裕があるということで、それを少しでも有効活用といたしますか、今既に出来上がっている施設ですので、それをうまく有効活用することによって、先ほどのご質問にお答えしましたように、他に水が欲しいというところがあればそちらの方に、まあ高度処理までされている水ですから使っていただくことによって、尼崎市としては施設の縮小につながると、そういうことに取り組んでいきたい、というか取り組んでいくというような、これはまた4章のところに出てまいりますけれども、そういうふうな考え方と言いますか今後の方向性の打ち出しと言いますか、そういう話はできるかなと思っておりますけれども、具体的に阪神水道企業団を絡めてということになりますと、なかなか具体化するとなると他の構成市との関係もありますので、取組みの方向性についてどう考えていくのかという、それは自己水と阪神水道企業団を合わせて、全体の中でどういうふうにやっていくのがいいのかという、方向性について御議論いただきたいと思っております。

会長 補足しますとね、今の御質問は、われわれの「素案」の中で阪水についてどのくらい言及できるのかということなのかなと考えながら御意見を聞いていたのですが、阪水からかなりのボリュームの水を買っていますから、その卸売りの価格がどうなるかによっては、こちらの、水道の経営にも非常に影響があるだろうということだと思っております。ですからそういったことを仰ったと思っております。

それに対して、直接的にお答えしようとするれば、基本的には主体が違う、向こうは向こうで阪水の事業体というか、独立した組織ですから、阪水は阪水ですでに「ビジョン」を作っている。つまり用水供給事業としての「ビジョン」を作って、もう何ヶ月か前に公表してパブリックコメントも終えています。向こうは向こうでやっているのですけれども、ただ、尼崎市としてはかなりの水を買っているし、こちらの経営ということからは受水の価格がどうなるかで非常に影響されるから、我々が阪神水道企業団に対してこの「素案」の中で言えることは、出来るだけコストダウンをしてくれとか、あるいは受水費を値上げしないように経営努力を一所懸命にやってくれということとは言えると思っております。その限りではないかと思っておりますけどね。

よろしいですか。他にどうですか。そろそろお時間ですが、ございましたらどうぞ。

委員 先ほど御紹介の中で、配水能力の縮小というのがあったと思うのですが、そうした時に、実際に施設自体は取壊しされているのか、そのまま使われていないのか、その後の維持管理というのはどうされているのか、御説明いただけませんか。

水道局 縮小と申されましたのは工業用水道の方かと思っておりますけれども、1回目の縮小で南配水場というところを廃止したのですけれども、その時には、今現在、南配水場の跡地は公園として整備をしています。2回目の縮小のときに、北配水場というところを廃止したのですけれども、そちらの方は現在、新高校をその跡地に建設することを予定しています。それで、施設につきましてはそれぞれ除却しております。

会長 よろしいですか。

委員 はい。

会長 納めてよろしいですか。もし何かございましたら、また次回以降、第1章、第2章、戻って構いませんから、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、事務局の方から次回のことで何か。

事務局 今、お手元にプリントをお配りしますので、それを御覧いただきたいと思えます。

先ほどのビデオにもございましたけれども、水道局の施設はたくさんございまして、少しでも御覧いただくことが審議会の審議のお役に立てると考えておまして、今お配りしておりますプリントには施設見学のプランを書いております。それで、日時といたしましては10月8日、木曜日の午後1時から、午後いっぱいかけてでございます。見ていただく場所は2ヶ所ございまして、先ほどビデオで出てきました柴島の取水場、淀川のそばにありますけれども柴島取水場の見学と、それからバスで移動しまして神崎浄水場の施設、この2ヶ所をですね、見学するような形で予定しております。ですので、ここに書いておりますように、JR尼崎駅で1時頃に御集合で、解散が同じ尼崎駅にて5時頃というようなことで考えてございます。以上です。

会長 次回は、時間が1時から5時まで予定されていて、お忙しいところ恐縮ですが、できるだけ御参加をお願いいたします。

今日以降の予定については以上です。以上、他に何かございますでしょうか。

事務局 それから、プリントの下の方に記載しておりますけれども、今後の審議会の予定を書いてございまして、10月の下旬に2回ぐらい、11月中にも2回ぐらい、テーマに沿って審議の方をお願いしたいと考えております。それと、会議の開催場所ですけれども、本日は市役所でやっておりますが、以降につきましては場所が変わります。その都度御連絡させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。それと先ほどの施設見学につきましては改めて正式な文書を発送させていただきますので、御清覧いただきたいと思えます。以上です。

会長 それでは、以上を持ちまして、ちょっと時間をオーバーして申し訳ありませんが、終わりたいと思えます。どうも今日はありがとうございました。

〔午後0時6分 閉会〕